

奨学金受給ガイドブック



公益財団法人

伊藤青少年育成奨学会

伊藤青少年育成奨学会の理念

青少年の育成は、地域の発展の礎であり、日本の未来です。ひいては世界との協調の礎であり地球の未来でもあります。

青少年という種に水を遣り、蕾を持たせ、そしてやがて大輪の花を咲かせる力を蓄えさせる。それが当財団の事業です。すなわち、眠れる才能を揺り起こし、自己実現を成し遂げる過程が社会に尽くすことになるというような人材育成を目指しています。

公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会

理事長 田代 久美子

伊藤青少年育成奨学会の目的

当財団は、文化、スポーツ、武道、歴史、芸術、学術、教育及び国際交流・多文化理解などの各分野において、青少年の健全育成または地域社会の活性化を目的とする活動に対し経済的援助を行うこと、並びに振興及び普及に関する事業などを行うことで、もって次代を担う人材の育成と、豊かな文化、スポーツ、芸術などの涵養、並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

伊藤青少年育成奨学会の奨学金給付制度概要

当奨学会の奨学金は、株式会社バローホールディングス創業者である故・伊藤喜美氏が寄贈された同社の株式を原資としてまかなわれています。

奨学金の特色

- 奨学金は給付であり、原則として返還の義務はありません。
- 他の奨学金と併用して受給することが可能です。
- 奨学生の専攻分野に制約はありません。
- 奨学生が学業を修了した後、就業などの進路は本人が自由に選択できます。
- 通学形態（自宅・自宅外）等にかかわらず、奨学金の給付額は一律です。

奨学金の給付期間

大学奨学生	大学学士課程修了までの最短修業年限4年 ただし、医学、歯学、薬学、獣医学、工学等を履修する課程においては修了までの最短修業年限に必ず
大学院奨学生	大学院修士課程(博士前期課程)修了までの最短修業年限2年

奨学金の給付金額

大学奨学生	月額30,000円	(年額360,000円)
大学院奨学生	月額30,000円	(年額360,000円)

奨学金の給付方法

奨学金の受給には『学業・生活状況報告書』等の提出が必要です。

大学・大学院奨学生とも、年2回、6か月分をまとめて180,000円を、奨学生本人名義の金融機関口座に振込みます。

振込予定日は6月20日、12月20日です（振込予定日が金融機関休業日のときには、その翌営業日となります。振込手数料は当奨学会が負担します。）。

当奨学会または金融機関からの振込の通知はありませんので、入金状況については口座残高確認、通帳記帳等により、奨学生自身で確認して下さい。奨学金振込予定日に入金が確認できず、その原因がわからない場合には、当奨学会に照会してください。

奨学生内定通知後の手続き

当奨学会の奨学生内定通知書を受け取ったら、以下の書類を郵送で提出してください。これにより奨学生と認定し、初年度第1回目の給付を行います。

提出書類 5月20日 提出期限

- 進学届兼誓約書（様式:奨学 00-1）
進学届兼誓約書には奨学生本人と身元保証人各自が署名捺印してください。
身元保証人兼緊急時連絡先は、奨学生本人と連絡が取れなくなったとき等に、奨学生本人に代わって連絡を取らせていただきます。原則として、父、母、祖父母、おじ、おばから選任してください。
- 在学証明書
進学先が発行する在学証明書を提出してください。
- 奨学金振込口座届（様式:奨学 00-2）
奨学金は、奨学生本人の金融機関口座に振込みます。奨学金振込の指定口座は、必ず奨学生本人名義とし、国内金融機関の普通預金口座（総合口座を含む）としてください。
- 預金（貯金）通帳の写し
奨学金振込口座を確認するために必要です。金融機関名、本支店名、店番号、口座番号、口座名義人（カタカナ）掲載部分のコピー（写し）を提出してください。なお、お届け印の部分についてはマスキング（覆い隠す）してからコピーしてください。

奨学生内定の辞退

併給不可の他の奨学金を利用することになった、大学・大学院への進学の見込みがなくなったときなど、奨学生としての内定を辞退する場合には、速やかに『奨学生内定辞退届』（様式:奨学 00-9）を提出してください。

なお、奨学生内定を辞退した場合でも、翌年に大学進学を目指すときには、再度出身高等学校を通じて、当奨学会の奨学生に応募することができます。

奨学金給付を受けるための必要な提出書類

奨学金給付を受けるために、以下の書類を提出してください。所定の期日までに提出がない場合は、奨学金給付を停止または廃止しますので留意ください。

5月20日提出期限（毎年提出）

- ①『学業・生活状況報告書』（様式：奨学 01-1）
※大学進学年次の『学業・生活状況報告書』は11月以降から提出してください。
- ②「成績証明書」
※「成績証明書」は、前学年度終期までの成績が記載されたものを提出してください。
- ③「在学証明書」

11月20日提出期限（毎年提出）

- ①『学業・生活状況報告書』（様式：奨学 01-1）

2月20日提出期限（卒業・修了年次提出）

- ①『大学卒業（大学院修士課程修了）後・進路報告書』（様式：奨学 01-2）
- ②「卒業・修了（見込）証明書」
※11月20日までに『大学卒業（大学院修士課程修了）後・進路報告書』、「卒業・修了（見込）証明書」を提出する場合には、同日期限としている『学業・生活状況報告書』の提出は不要です。

※『学業・生活状況報告書』及び『大学卒業（大学院修士課程修了）後・進路報告書』の内容および添付された写真は刊行物「奨学生だより」等に掲載する可能性があることをご了承ください。

変更が生じたとき

転居、留学、休学など、身上変更・学籍異動等がある場合は、次ページ **身上変更または学籍異動等の届出** を参照の上、速やかに届出をしてください。

留意事項

質問や不明点がある場合には、原則として奨学生本人が当奨学会へ問合せをしてください。

公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会事務局

電話：0572-26-7266（平日10:00～15:00）

ホームページ：<https://www.ito-zaidan.or.jp>（HP内からメール問合せ可）

身上変更または学籍異動等の届出

- ・住所、電話番号、メールアドレス、身元保証人等、当初の届出からの変更
- ・留学、休学、復学等

変更が発生した場合、速やかに届出してください。

届出がないまま学籍異動があった場合、奨学金給付が停止または廃止となるだけでなく、ケースによっては奨学金の返還を要求します。

届出事項と提出書類

区分	届出事項		提出書類	添付書類			
身上変更	奨学生本人	氏名（改名）	身上変更届 （様式：奨学02-1）				
		住所					
		電話番号					
		メールアドレス					
		奨学金振込口座			通帳コピー		
	緊急連絡先	氏名（改名）					
		住所					
		電話番号					
		勤務先					
学籍異動	転学 転学部・転学科・長期欠席 休学 進級不可・留年 卒業延期 短縮卒業・修了 退学 停学 除籍・抹籍処分	学籍異動届 （様式：奨学02-2）	在学証明書 （または在籍証明書）				
				留学	留学届兼奨学金給付異動願 （様式：奨学02-3）	在学証明書 留学先の入学許可証等	
					奨学金給付異動願 （様式：奨学03-1）	在学証明書	
				死亡・失踪宣告 行方不明 高度障害等	奨学生身上異動届 （様式：奨学02-9）	戸籍謄本	

留意事項

奨学金振込口座の変更

奨学金振込口座を変更するときは奨学金振込予定日（6月20日・12月20日）の10日前までに届け出てください。あわせて預金（貯金）通帳の写しを必ず添付してください。

留学、休学、長期欠席時の取扱い

大学を留学、休学または長期欠席する場合は奨学金の給付は原則休止します。後日、復学したときに『奨学金給付異動願』（様式:奨学03-1）を提出すると奨学金給付は復活します。

留学期間中、奨学金の給付は原則休止ですが、奨学生が希望する場合には、留学期間中も奨学金給付を継続して受けることができます。この場合には、留学期間中も『学業・生活状況報告書』等を期限までに提出してください。なお、奨学金の給付期間の変更はありません。

奨学金給付の停休止と再開・復活

奨学金給付は、次の事項が発生したとき、停止または休止します。

奨学金給付が「停止」となるとき

- 所定の期限までに『学業・生活状況報告書』等を提出しなかったとき
- 奨学生本人との連絡が取れなくなったとき
- 指定した奨学金振込口座への振込が不能なとき
- 学籍の異動にかかる届出をしなかったとき
- 進級不可・留年（原級留置）となったとき
- 在学する学校から停学処分を受けたとき
- その他奨学生として不適当な事実が認められたとき

奨学金給付が「休止」となるとき

- 休学または長期に渡り欠席するとき
- 留学するとき
- 編入学のために在学する学校を退学するとき

奨学金給付の再開または復活

奨学金給付を停止または休止された奨学生が、その事由を解消または消滅させ願い出たときには、その内容によっては奨学金給付再開の対象とします。奨学金給付の再開を望むときは、『奨学金給付異動願』（様式：奨学 03-1）に詳細を記し、提出ください。

奨学生資格の喪失と奨学金給付の廃止

奨学生が次に該当した場合には、直ちにその資格を喪失し、同時に奨学金給付を廃止します。資格が喪失した後に、『奨学金給付異動願』を提出しても、奨学金給付は再開しません。

- 卒業または修了したとき
- 短縮卒業または短縮修了したとき
- 最短修業年限において給付される奨学金の全額を受給したとき
- 退学したとき（編入学のために在籍する学校を退学した場合は除く）
- 休学または長期にわたり欠席し、復学または成業が困難と認められたとき
- 在学する学校から退学処分、除籍処分または抹籍処分を受けたとき
- 学業成績または性行が不良となったとき
- 奨学生本人が死亡したとき、または失踪宣告を受けたとき
- 『進学届兼誓約書』を期限までに提出しなかったとき
- 『学業・生活状況報告書』等を提出せずに、所定の期限から1年を経過したとき
- 提出書類に虚偽の記載があり、詐欺行為または文書偽造等悪質と認められるとき
- その他奨学生として著しく不適格と認められたとき

奨学金給付の辞退

奨学生はいつでも、奨学金給付を辞退することができます。その場合は『奨学金給付辞退』（様式：奨学 03-9）を提出してください。

奨学金の一部または全部の返還

当奨学金の奨学金には、原則として返還の義務はありません。

しかし、退学により奨学生資格を喪失していたにもかかわらず奨学金を受取っていた場合など、故意または重大な過失による違約が認められた場合には、当該期間に給付した奨学金の全額または一部金額の返還を要求します。

奨学生 書類様式一覧

<様式番号>	<提出・届出書類名>	ページ数
奨学 00-1	進学届兼誓約書	1
奨学 00-2	奨学金振込口座届	1
奨学 00-9	奨学生内定辞退届	1
奨学 01-1	学業・生活状況報告書	1
奨学 01-2	大学卒業（大学院修士課程修了）後進路報告書	2
奨学 02-1	身上変更届	1
奨学 02-2	学籍異動届	1
奨学 02-3	留学届兼奨学金給付異動願	1
奨学 02-9	奨学生身上異動届	1
奨学 03-1	奨学金給付異動願	1
奨学 03-9	奨学金給付辞退願	1

書類の作成・提出にあたっての留意事項

- 1 各書類様式は、当奨学金ホームページ <https://www.ito-zaidan.or.jp> からダウンロード可能です。ダウンロードファイル種類は、PDF と Excel の 2 種類となっています。
- 2 書類の作成にあたっては、手書き、PC（パソコン）入力のどちらでも構いません。ただし、「署名」欄は、本人が必ず自署してください。自署および手書きの際には、黒ボールペン（黒インク）で丁寧に記入してください。黒以外のペン、鉛筆、消せる筆記具は使用しないでください。
- 3 書類様式において、○印のある個所には、忘れずに捺印・押印をしてください。
- 4 Excel（エクセル）では PC 画面上では表示されているのに紙に印刷すると文字が途中で欠けていたり切れて印刷されていなかったりすることがあります。Excel ファイルにおいて PC 入力により書類を作成した場合には、印刷されていない文字がないかを確認し、調整してください。
- 5 作成された書類の、当奨学会への提出・届出は、必ず郵送でお願いします。電子メール等では受け付けていません。
- 6 提出期限が設けられている提出物については、締切日当日の消印有効です。

伊藤青少年育成奨学会からの連絡

当奨学会から電話やメールで連絡する場合があります。
連絡を受信するために、以下の電話番号、メールアドレスを登録してください。

伊藤青少年育成奨学会

電 話 番 号 : 0 5 7 2 - 2 6 - 7 2 6 6

メールアドレス : webmaster@itozaidan.or.jp

書類提出先

〒507-0062
岐阜県多治見市大針町661番地の1
株式会社バローホールディングス多治見本部内
公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会 事務局